

## 令和5年7月 定例教育委員会 会議録

1 日 時 令和5年7月31日（月） 開会15時00分 閉会16時30分

2 場 所 福井市役所8階第3委員会室

3 出席者 教育長 吉川 雄二  
教育長職務代理者 春木 伸一  
教育委員 多田 和博  
教育委員 宮郷 美千代  
教育委員 栗原 知子

<事務局職員>

教育部長 林 俊宏  
少年対策参事官 前田 俊行  
図書館統括館長 西行 裕  
教育総務課長 諏訪 光宏  
学校教育課長 酒井 睦夫  
保健給食課長 木下 武明  
生涯学習課長 高比良 博則  
青少年課長 橋詰 正弘  
スポーツ課長 塩見 伸治  
文化財保護課 副課長 加畑 博幸  
図書館長 中野 裕三  
みどり図書館長 井土 博之  
桜木図書館長 嶋津 康弘  
調整参事 新井 敏男  
教育総務課 副課長 山田 治  
教育総務課 課長補佐 楨野 克典  
教育総務課 主幹 内田 佳邦

## 4 議 題

### 議 事

第16号議案 福井市教育委員会文書管理規程の一部改正について

第17号議案 福井市教育委員会公印規則の一部改正について

第18号議案 福井市通学区域審議会委員の委嘱について

第12号報告 専決処分（福井市結核対策委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて

第13号報告 専決処分（福井市スポーツ推進委員の委嘱）の承認を求めることについて

て

報 告

- (1) 6月定例会市議会の報告について
- (2) 7月13日(木)大雨被害状況について
- (3) 「はたちのつどい」の開催日及び実施方法について

5 議事の経過

- (1) 開会
- (2) 教育長あいさつ
- (3) 会議録署名委員の指名 宮郷 委員 栗原 委員
- (4) 議事の要旨

教育長

それでは、第16号議案 福井市教育委員会文書管理規程の一部改正について、事務局から説明を求める。

事務局

(教育総務課長)

福井市教育委員会文書管理規程の一部改正について、福井市の電子決裁の推進及び押印の廃止に伴い、教育委員会の規定も一部改正するものである。

主な改正の内容は、文書の收受日付印を必要がある時のみ押すこと、文書の收受及び配布は通信回線を利用して行うことができること、庁内の文書には原則として公印の押印をしないこと、例規番号簿の係員欄の削除等である。

施行期日は、令和5年8月1日からの予定である。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

— 質疑なし —

教育長

質疑を終結する。第16号議案について、原案のとおり承認することにご異議ないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、第16号議案は原案のとおり承認する。

次に、第17号議案 福井市教育委員会公印規則の一部改正について、事務局から説明を求める。

事務局

(教育総務課長)

福井市教育委員会公印規則の一部改正について、教育委員会の公印の押印を電子決裁に対応させるため、教育委員会規則の一部を改正するものである。

主な改正の内容は、規則中の用語の定義に「文書管理システム」を加えること、

原議書に電子決裁による決裁済の伺書（文書管理システムから印刷したもの）を含むこと、申請書や届出書の課長印欄の削除等である。

施行期日は、令和5年8月1日からの予定である。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

— 質疑なし —

教育長

質疑を終結する。第17号議案について、原案のとおり承認することにご異議ないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、第17号議案は原案のとおり承認する。  
次に、第18号議案 福井市通学区域審議会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。

事務局

（学校教育課長）

福井市通学区域審議会委員の委嘱について、福井市通学区域審議会条例第5条第1項の規定に基づき、委員を委嘱するものである。

通学区域審議会委員は8月に改選し、今年も13名の委員を委嘱する。

任期は令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間である。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

新任となっている福井市PTA連合会の2名は、どこの地区のPTAか。通学区域審議会ということで、前は森田地区と河合地区のPTAだった。

宮郷委員

美山中学校と長橋小学校のPTAと聞いている。

教育長

質疑を終結する。第18号議案について、原案のとおり承認することにご異議ないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、第18号議案は原案のとおり承認する。  
次に、第12号報告 専決処分（福井市結核対策委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて、事務局から説明を求める。

事務局

（保健給食課長）

専決処分（福井市結核対策委員会委員の委嘱）について、福井市教育委員会所管事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、委員の委嘱を専決処分したので、教育委員会の承認を求めるものである。

委嘱した委員は、医師会代表の交代に伴う1名である。

委嘱期間は、令和5年6月22日から令和6年3月31日まで（前任者の残任期間）である。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

— 質疑なし —

教育長

質疑を終結する。第12号報告について、承認することにご異議ないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、第12号報告は承認する。

次に、第13号報告 専決処分（福井市スポーツ推進委員の委嘱）の承認を求めることについて、事務局から説明を求める。

事務局  
（スポーツ課長）

専決処分（福井市スポーツ推進委員の委嘱）について、福井市教育委員会所管事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、委員の委嘱を専決処分したので、教育委員会の承認を求めるものである。

委嘱した委員は、殿下地区の交代に伴う1名である。

委嘱期間は、令和5年7月1日から令和6年3月31日まで（前任者の残任期間）である。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

— 質疑なし —

教育長

質疑を終結する。第13号報告について、承認することにご異議ないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、第13号報告は承認する。

次に、報告（1）6月定例市議会の報告について、事務局から説明を求める。

事務局  
（教育部長）

6月定例市議会の報告について、会期は6月26日から7月13日までの18日間であった。

教育委員会関係で、今回提出した議案は、

①「第36号議案 令和5年度福井市一般会計補正予算」

②「第50号議案 財産の取得について（タブレット端末一式）」

③「第52号議案 教育委員会教育長の任命について」の3件であった。

①と②は、5月及び6月定例教育委員会において承認いただいた案件である。

①の内容は、「学校給食管理システム整備事業」の債務負担行為の設定であり、

事業費13,005千円、事業期間は令和6年度から令和10年度の5年間である。また、「学校給食材料費高騰対策事業」、事業費44,074千円の補正予算である。

②の内容は、中学校生徒用タブレット端末等購入による財産の取得であり、取得金額80,080千円である。

いずれも7月13日の議会最終日に、原案どおり可決された。

③は、「教育委員会教育長の任命について」であり、6月26日の議会に、原案どおり可決され、吉川教育長が再任された。なお、今回で3期目となる。

7月3日から5日に行われた一般質問では、14名の議員より質問や要望があった。

「福井市北部地域学校規模適正化について」や「本市の子ども行政について」、「図書館のさらなる充実について」等の質問があり、別冊の資料のとおり答弁している。

その他の質問を含め、一般質問の詳細については、別冊の資料にまとめてあるので、ご確認いただきたい。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

栗原委員

下畑議員から「令和4年度と3年度の保育園から中学校までの事故件数」についての質問があり回答しているが、令和3年度から4年度にかけて事故件数が減っている理由は何か。

事務局

(保健給食課長)

事故件数の減少理由について、特に分析等はしていない。

教育長

新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き、様々な活動は再開されているが、事故件数は減っている。認知件数が減っている、という訳ではないと思う。

多田委員

事故件数には、登下校時や休日の部活動も含まれるのか。

事務局

(保健給食課長)

学校管理下の事故ということで、登下校時や休日の部活動も含まれる。家族のプライベートな時間は含まない。

多田委員

下校途中で塾へ立ち寄り、塾から家に帰るまでに事故にあった場合は。

事務局

(保健給食課長)

微妙な判定にはなるが、子どもたちには、先ず家に帰るよう指導している。

春木委員

議員の質問では令和3年度と4年度の2年間だけだが、過去5年間ほどを分析してみないと傾向はつかめないのではないか。

|                  |   |
|------------------|---|
| 教育長              | 時期によって事故の多い月はあるが、トータルで見ると過去5年間の件数もそれほど上下していなかったように思う。   |
| 春木委員             | 近藤議員からLGBTについての質問があったが、子どもたちも敏感になってきているように思う。病院でも、子ども本人からLGBTだと打ち明けられたこともある。子どもたちには、今はまだ軽率に口外しないよう伝えている。今後、増えてくると思うので、教育委員会としても、対策を考えていく必要があると思う。   |
| 教育長              | 実際には、子ども本人や保護者と学校が協議しなければならないが、周りの子どもたちの受け止めも考慮しなければならない。校長会でも、トイレや着替え等をどのように配慮していくのか議題となっている。  |
| 多田委員             | 津田議員が質問している電子図書館サービスについて、コスト面の課題も理解できるが、障がい者の方で、紙の本はめくれないが電子図書はめくれるという場合もあるので前向きに検討して欲しい。   |
| 事務局<br>(図書館長)    | 電子図書館サービスを導入している自治体は、全1,788自治体のうち501自治体で、率にすると約28%である。県内で導入している自治体は0である。ただ、県内の図書館で構成する連絡会議で、電子図書に関する研修会を開催するので、他市町の動向も注視しながら、来年度以降、前向きに考えたい。  |
| 教育長              | 図書館もリニューアルするので、バリアフリーや利便性の面からも検討したい。ちなみに電子図書の種類は多いのか。   |
| 事務局<br>(図書館統括館長) | 電子図書として使える種類は限られている。雑誌等はある程度期間を経たものになる。<br>ただ、障がい者の方が図書館まで来なくてもスマートフォン等で利用することができるメリットがあるので、障がい者の方が有効活用できる電子図書から導入していく等、メリハリを付けて予算を要求しながら範囲を広げていきたい。<br>なお、電子図書は物として残る訳ではなく、例えば2年間で52回閲覧されたら消去される契約もあれば、ライセンスを永久に所有できる契約もある。<br>電子図書は紙の図書の3～4倍の費用がかかるが、貸し出しにかかる職員の負担が軽減されるメリットもあるため、それらを比較して導入を検討したい。 |
| 事務局<br>(教育部長)    | 新刊や新しい雑誌については、比較的、電子化されているものが多いので、市民のニーズに合わせた特定の分野から予算を要求していく話はしている。  |
| 多田委員             | 電子図書館サービスの契約は、メーカーと市が結ぶのか。それとも各図書館が個別に結ぶのか。   |
| 事務局              | 電子図書館サービスの契約は、メーカーと市が締結する。電子図書であれば、紙  |

|                  |  |
|------------------|--|
| (図書館統括館長)        | の本と違い、どこからでも借りることができるので、まとめて契約する。  |
| 多田委員             | そういうことなら、県で導入すれば県下全域で利用できるのではないか。  |
| 事務局<br>(教育部長)    | 市としては、県が導入して県下全域で利用できるのが理想だが、なかなか進んではいない。  |
| 栗原委員             | 電子図書館サービスを導入していないのは、全国で福井県を含め3県とあるが、電子図書館サービスの契約を結んでいない県が3県なのか、電子図書館サービスの契約を結んでいる自治体がない県が3県なのか。                        |
| 事務局<br>(図書館統括館長) | 県内のどの市町村も導入していない県が3県あるという意味である。教育県である秋田県も、県が電子図書館サービスを導入していたが、費用対効果が見込めず撤退している。  |
| 栗原委員             | 高田議員の車椅子トイレの質問について、車椅子トイレは学校教育現場に設置するというよりは、避難所に指定されているため設置しているということか。   |
| 事務局<br>(教育総務課長)  | まずは避難所となっている小中学校を優先して設置している。   |
| 事務局<br>(教育部長)    | バリアフリー法では、令和7年度までに避難所に指定されている学校施設に設置することとなっている。  |
| 栗原委員             | 一般的に、福井市の小学校に入学する子どもは、車椅子を使用していないという認識なのか。   |
| 事務局<br>(教育部長)    | ご存知のとおり、福井市の小学校は古い施設が多いが、車椅子を使用する子どもが入学する際は、きちんと配慮してスロープ等を設置する。  |
| 教育長              | 次に、報告(2)7月13日(木)大雨被害状況について、事務局から説明を求める。  |
| 事務局<br>(教育総務課長)  | 7月13日(木)大雨被害状況について、人的被害は無かったが、物的被害としては、越廼中に土砂流入、清水西小に法面崩壊、羽生小に土砂流入、岡保公民館に雨漏り等の被害があった。その他、小中学校の臨時休業が36校、越廼公民館が臨時休館となった。 |
| 教育長              | ただ今の説明について、ご質問等はないか。<br>清水西小の崩壊した法面は、前回崩壊した所と同じ箇所か。  |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 事務局<br>(教育総務課長) | 前回崩壊した所とは別の箇所になる。   |
| 宮郷委員            | 知り合いの保護者から、休校になるのかならないのか、学校からの連絡が7時半と遅かったので、対応に困ったという話を聞いた。   |
| 教育長             | 一律に避難指示が出ていた地区でも、何事もないようであれば、校長判断で登校可能とした。その後、先生方が学校に来てから一斉メールしたため、遅れてしまった。   |
| 栗原委員            | 天気予報を参考に、前日のうちに判断はできないか。  |
| 教育長             | 大学や高校は、JRが運行停止したら休校の判断がしやすいが、小学校は歩いて通えるため判断が難しい。  |
| 事務局<br>(教育部長)   | 自宅待機のメールは早かったのだが、その後の協議に時間がかかり休校等の連絡が遅れてしまった。   |
| 栗原委員            | 7月13日のような状況でも、先生方は学校に出勤するのか。  |
| 教育長             | 学校に来られる先生方は出勤する。  |
| 教育長             | 次に、報告(3)「はたちのつどい」の開催日及び実施方法について、事務局から説明を求める。  |
| 事務局<br>(生涯学習課長) | <p>「はたちのつどい」について、先日、社会教育委員の会議で了承を得た結果を報告する。</p> <p>まず開催日について、令和5年度は4年度に準じ3月17日としたが、6年度以降は、学校行事や桜マラソン、美容業等の事情を考慮し最終日曜日の前週の日曜日(3連休の場合は中日)とした。</p> <p>次に実施方法は、新型コロナウイルス感染症の影響により2年度から4年度まで二部制で実施していたが、5年度以降は一部制で実施する。</p> <p>5年度の開催概要について、会場は例年どおりフェニックスプラザ、対象者数は2,332名、開場は13時、開式は14時を予定している。</p> <p>社会教育委員の会議でも、衣装等の予約の都合上、なるべく早く日程を公表して欲しいと要望を受けているため、今年度中には開催日の決め方を公表したいと考えている。</p> |
| 教育長             | ただ今の説明について、ご質問等はないか。  |
| 宮郷委員            | 1月開催から3月開催になった令和4年度の参加率はどの位か。   |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 事務局<br>(生涯学習課長) | 令和4年度は、3月に開催し、参加者は1,987名、参加率は77.5%で、令和3年度は、1月に開催し、参加率は79.4%であった。参加率は2%ほど減少しているが、これまでも約80%なので大きく変動はしていない。  |
| 教育長             | 予定していた審議事項は以上だが、その他、報告事項について、事務局から説明を求める。   |
| 事務局<br>(教育総務課長) | — 7月から9月の行事予定について、資料を基に説明 —   |
| 多田委員            | 8月の行事予定で、結城市の子ども親善大使を福井市へ受け入れているが、熊本市の子ども親善大使は福井市へ受け入れないのか。   |
| 事務局<br>(青少年課長)  | 熊本市は冬に受け入れる予定である。新型コロナウイルス感染症の影響で、しばらく中止していたが、今は再開している。   |
| 事務局<br>(学校教育課長) | — 全国学力・学習状況調査の結果について、資料を基に説明 —  |
| 事務局<br>(保健給食課長) | — スポーツフェスタ及び熱中症の予防について、口頭で説明 —  |
| 事務局<br>(スポーツ課長) | — 学校プールの開放状況について、口頭で説明 —  |
| 栗原委員            | 猛暑日で、学校プールが開放されない日も監視員が来ているようだが、そのような契約になっているのか。また、午前中に開放することは可能か。  |
| 事務局<br>(スポーツ課長) | 学校プールを開放しない日も、監視員は水質管理や清掃のために出勤している。なお、午前中に開放することについては、保護者等にアンケートも実施したが、子どもたちの生活リズムを崩さないよう、今のところ考えていない。   |
| 事務局<br>(教育部長)   | 理想を言えば毎日開けたいところではあるが、監視員の確保も難しく、現在の形に落ち着いている。その上で、PTAや児童クラブ等から要望があればお貸しすることができるよう、水質管理等の体制をとっているところである。<br>ただ、先日、プールの事故がニュースになったこともあり、監視体制についてはしっかり構築していただく必要がある。 |
| 栗原委員            | PTAが管理するなら、午前中でも学校プールを借りることは可能か。  |

|                  |   |
|------------------|---|
| 事務局<br>(スポーツ課長)  | 午前中は水質管理で薬剤散布をしているので、午前中に学校プールをお貸しすることは難しい。                                       |
| 事務局<br>(みどり図書館長) | — 片山善博氏の講演について、チラシを基に案内 —   |
| 教育長              | その他、ご質問等はないか。   |
| 栗原委員             | 春山小学校のグラウンドに進入禁止のロープが張られていたが、市内全校にロープを張っているのか。                                    |
| 事務局<br>(教育総務課長)  | 先日、他県で小学校に車が侵入したニュースがあったため、車が侵入することのないよう対処している。臨時的な対処なので、今後、学校側と協議して必要な処置をしていきたい。 |
| 教育長              | 他になければ、最後に事務局から次回の日程について願います。   |
| 事務局              | 次回の定例教育委員会について、8月18日(金)15時から、場所は福井市役所8階第3委員会室にて開催するので、ご出席いただきたい。                  |
| 教育長              | 以上をもって会議を終了する。  |

令和5年8月17日

署名委員 宮郷 美千代

署名委員 栗原 知子

会議録作成職員 内田 佳邦